

サプライヤー・ファイナンスに透明性をもたらす

2023年8月4日



要点

サプライヤー・ファイナンス契約は、運転資本を管理するためのソリューションを企業に提供します。このようなソリューションの利用が拡大するにつれて、投資家が企業の負債、キャッシュ・フローおよび流動性リスクに対するエクスポージャーに与える影響に関する透明性を確保していることがますます重要になります。

2024年以降、IFRS®に基づく報告企業は、このような投資家のニーズを満たすために、サプライヤー・ファイナンス契約に関する追加的な開示を提供することが要求されます。

本資料は、サプライヤー・ファイナンス契約を会計処理するために知っておくべきことについて解説するものです。

目次

1. はじめに
2. 範囲: サプライヤー・ファイナンス契約とは何か
3. 認識および認識の中止: 買掛金の認識の中止を行うべきか
4. 測定: 負債の測定に影響があるか
5. 表示—財政状態計算書
6. 表示—キャッシュ・フロー計算書
7. 開示: どのような開示が必要となるか
8. 設例

1.はじめに

運転資本を効率的に管理するために、一部の企業は買掛金の支払期限を延長するソリューションを模索します。サプライヤー・ファイナンス契約は、以下のようないくつかの目的を果たすことのできる、企業（買手として）、その仕入先（サプライヤー）および銀行（または、その他の資金供給者）の間の契約の例のひとつです。

(1) 銀行への支払期日を請求書の当初支払期日より遅らせることで、買手の支払条件を延長する。	(2) 銀行は買手の支払代理人として行動し、代理で買手の仕入先に支払期日に支払う。	(3) 期日前に支払を求める買手の仕入先に、流動性を提供する。
--	---	---------------------------------

このような契約は金額が大きくなる可能性があるため、特に買手は、財務諸表に与える影響を理解することが重要です。財政状態計算書ならびにキャッシュ・フロー計算書における表示および開示に重大な影響がある可能性があります。

サプライヤー・ファイナンス契約を会計処理する際には、多くの場合、判断および契約条件を注意深く分析することが必要になります。その基礎となる基本原則は、重要性のある契約に関する明確で透明性のある情報を投資家に提供することです。

IAS第1号は、

「情報は、それを省略したり、誤表示したり覆い隠したりしたときに、特定の報告企業に関する財務情報を提供する一般目的財務諸表の主要な利用者が当該財務諸表に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与えると合理的に予想し得る場合には、重要性がある。」

「重要性は、情報の性質もしくは規模、またはその両方に依存する。企業は、情報が、単独でまたは他の情報との組み合わせで、財務諸表全体の文脈において重要性があるかどうかを評価する。」

と説明しています。

PwCの所見

投資家は、サプライヤー・ファイナンス契約の金額と主要な条件を理解したいと考えています。当該契約に重要性があるかどうかを評価する場合、企業はこのことを考慮に入れておくことが重要でしょう。

IASBのガイダンス

ガイダンス	公表時期	適用日
サプライヤー・ファイナンスー認識の中止および表示の要求事項の適用方法 (IFRS解釈委員会が公表したアジェンダ決定)	2020年12月	2020年12月以降
サプライヤー・ファイナンスー開示要求事項 (IASBが公表したIAS第7号およびIFRS第7号の修正)	2023年5月	2024年1月1日 適用初年度には救済措置あり

2. 範囲

サプライヤー・ファイナンス契約とは何か

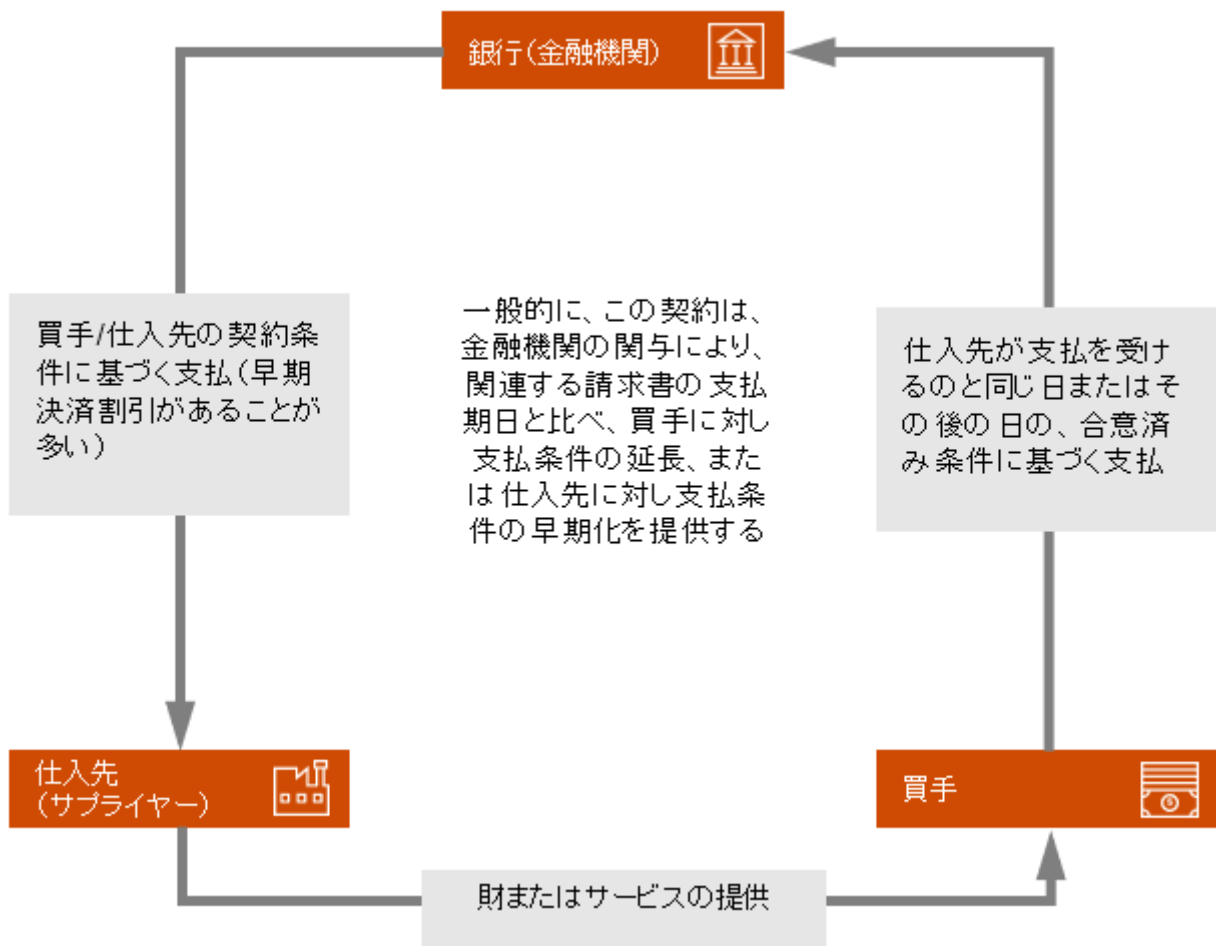
サプライヤー・ファイナンス契約は、多くの場合、「リバース・ファクタリング」、「サプライチェーン・ファイナンス」、「支払債務ファイナンス」などの名称で呼ばれています。サプライヤー・ファイナンス契約は、名称ではなく特徴によって識別されます。主要な特徴は、3当事者（すなわち、買手、仕入先および資金供給者）が、少なくともそのうちの1当事者の資金調達目的を達成するために相互に作用していることです。

多くの場合、契約がサプライヤー・ファイナンスであるかどうかは、ほとんど分析しなくても明らかです。しかし、その他の場合は、線引きが難しくなります。

特定のサプライヤー・ファイナンスの開示要求事項（[セクション7](#)を参照）のために、IFRS会計基準は以下のように説明しています。

「サプライヤー・ファイナンス契約は、1つまたは複数の資金供給者が、企業が仕入先に対して負う金額を支払うことを申し出ること、および合意された契約条件に従って、仕入先が支払を受けるのと同じ日またはその後の日に当該資金供給者に対して企業が支払うことに同意することが特徴である。これらの契約は、関連する請求書上の支払期日と比較して、企業に対しての支払条件の延長、またはその仕入先に対しての支払条件の早期化を提供する。」

サプライヤー・ファイナンス契約における主要なステップ



典型的なサプライヤー・ファイナンス契約は、しばしば以下のステップの大部分または全てを含みます。

1. 仕入先が商品を買手に引き渡すことで、買手に買掛金が生じ、仕入先に売掛金が生じる。
2. 買手は、買掛金を確認する。すなわち、買掛金の金額と支払期日、商品が引き渡されていること、および／または資金供給者と合意した支払期日までに買掛金を支払う(契約内容によっては、支払期日以降になる可能性もある)事実を確認する。
3. 買手が資金供給者に対する支払を確約することと引き換えに、仕入先の売掛金は、銀行に債権譲渡または更改される。
4. 仕入先は、当初の支払期日またはそれより早い時点で、銀行から支払を受ける。
5. 買手は、通常、請求書の支払期日またはそれ以降に、銀行に支払を行う。

サプライヤー・ファイナンス契約に該当しない契約

他の種類の資金調達の中には、サプライヤー・ファイナンス契約と類似するいくつかの特徴を有するものもありますが、すべての特徴を有しているわけではありません。本資料で解説する報告要求事項の目的上、以下は、買手にとってサプライヤー・ファイナンス契約ではない例または契約です。

1. 企業の売掛金または棚卸資産を資金化する契約。サプライヤー・ファイナンス契約の主要な特徴の1つは、「企業が仕入先に対して負う金額」についての資金調達である。
2. 買手にとって単なる信用補完となる契約、または買手が負う金額を仕入先と直接決済するために買手が用いる決済手段。例えば次のようなものである。
 - a. 金融保証契約。これには保証として用いられる信用状を含む。
 - b. 仕入先に対して負う金額を直接決済するために使用するクレジットカード
3. 資金供給者がコモディティを購入して、その支配を獲得し、必要に応じて当該コモディティを本人として企業に販売する一部の仲介契約

PwCの所見

ある契約がサプライヤー・ファイナンス契約に該当するかについての分析を行うにあたり、以下の点に留意することが有益となる可能性があります。

- (通常、このような契約には買手を含む3当事者が関与しているが)本資料の報告要求事項は、買手にとっての要求事項である。
- 買手に負債がない契約は、サプライヤー・ファイナンス契約ではない。
- サプライヤー・ファイナンス契約は、買手または仕入先のどちらかに資金調達の目的がある。

IASBは、サプライヤー・ファイナンス契約の開示要求事項の範囲について広範な議論を行いました。IASBは、その範囲について、企業が仕入先に対して負う金額について資金調達する契約に限定する決定を行い、したがって、企業は、仕入先が債権の資金調達のためにとった他の活動(例えば、債権のファクタリング)を識別することは要求されないと結論付けました。

IAS第7号 結論の根拠のBC31項からBC33項は、IASBの理論的根拠に関するより詳しい情報を提供しています。

3. 認識および認識の中止

買掛金の認識

買手は、財またはサービスを仕入先から購入する時に買掛金を認識します。これは通常、かなり単純なことです。

買掛金の認識の中止

IFRS第9号の認識の中止の要求事項が、買掛金に適用されます。この要求事項をサプライヤー・ファイナンス契約に含まれる買掛金に適用する際には、全ての条件を慎重に検討することが要求されます。通常、主要な検討事項の1つは、買手が以下を行うかどうかです。

- 買手が銀行に支払を行う時点まで買掛金を認識し続ける。または、
- 買掛金がサプライヤー・ファイナンス契約の一部となったときに、買掛金の認識を中止し、新たな負債に置き換える。

財政状態計算書における表示に関するガイダンスについては、[セクション5](#)をご参照ください。

IFRS第9号を適用すると、金融負債(トレーディングまたはその他)は、消滅した時(すなわち、義務が免責、取消し、または失効となった時)に認識が中止されます。[[IFRS第9号第3.3.1項](#)]。

金融負債(またはその一部)は、債務者が次のいずれかに該当した場合に消滅します[[IFRS第9号B3.3.1項](#)]。

- 債権者に対し、(通常、現金、他の金融資産、財またはサービスで)支払うことにより、当該負債(または、その一部分)を弁済する。
- 法的手続または債権者のいずれかにより、当該負債(またはその一部分)の第一次的責任から法的に解放される。

さらに、現存する金融負債(またはその一部分)の条件の大幅な変更は、当初の金融負債の消滅と新しい金融負債の認識となります[[IFRS第9号第3.3.2項](#)]。

このように、サプライヤー・ファイナンス契約における買手は、当該契約が買掛金の条件を大幅に変更しており、新しい契約とみなすべきかどうかを評価する必要があります。

[FAQ 44.102.2「サプライヤー・ファイナンス契約が買掛金の認識の中止をもたらすかどうかを判定する際に検討すべき要素」](#)(和訳は[こちら](#))

買手が、買掛金の認識を中止し、新しい金融負債を認識する場合、キャッシュ・フロー計算書に与える可能性のある影響を注意深く検討する必要があります([セクション6](#)参照)。

PwCの所見

認識の中止の分析は、[FAQ 44.102.2「サプライヤー・ファイナンス契約が買掛金の認識の中止をもたらすかどうかを判定する際に検討すべき要素」](#)(和訳は[こちら](#))で言及されている全ての指標を全体として考慮すべきですが、一部の指標は、他の指標よりもより重要視される可能性があります。例えば、連帯債務条項やクロスデフォルト条項または保証が含まれる場合は、当初の買掛金の認識を中止すべき重要な指標です。

4. 測定

買手が当初の負債(買掛金)の認識を中止し、銀行との間の新しい負債を認識する場合([セクション 3](#)を参照)には、買手は以下を行います[IFRS 第9号第3.3.3項]。

- 新しい金融負債を公正価値で認識する。
- 当初の負債の帳簿価額と新しい負債の公正価値との差額を純損益に認識する。

5. 表示－財政状態計算書

IAS第1号は、財政状態計算書に負債を表示する方法を規定しています。

「買掛金およびその他の未払金」は他の負債と性質または機能が著しく異なることを踏まえ、IAS第1号第54項は、これらの債務を他の金融負債と区分して表示することを要求しています。企業の財政状態の理解にとって目的適合性がある場合には、追加的な科目または既存の科目を分解した表示を財政状態計算書上に表示することが求められます[IAS第1号第55項]。

サプライヤー・ファイナンス契約における買手は、IAS第1号を適用して、サプライヤー・ファイナンス契約の一部である負債をどこに表示するかについて決定する必要があります。

適正な表示

取引の影響を忠実に表現するような方法で企業の財政状態を適正に表示するために、選択した科目の表記を慎重に検討する必要があります[IAS第1号第15項]。財務諸表利用者に役立つ情報を提供するためには、類似の項目をまとめて表示し、異なる項目を区分して表示しなければなりません[IAS第1号第57項]。

IFRS第9号を適用して認識を中止しない場合

仕入先に対する負債の認識を中止しない場合(セクション3を参照)、負債は次のように表示される可能性があります。

- 買掛金およびその他の未払金の中で
- 銀行に対する負債、借入金または類似の科目の中で
- 他の項目と別個の科目として

2020年、IFRS解釈指針委員会(IFRS IC)は、サプライヤー・ファイナンス契約の一部である負債の表示に関するアジェンダ決定を公表しました。アジェンダ決定は、以下の場合にのみ、企業は金融負債を買掛金として表示すると説明しました。

- 財またはサービスに対して支払う負債を表している。
- 請求されているか、または仕入先と正式に合意されている。かつ、
- 企業の正常営業循環期間において使用される運転資本の一部である。

したがって、サプライヤー・ファイナンス契約の一部である負債は、

- 当該負債が買掛金と類似の性質および機能を有している場合(例えば、当該負債が企業の正常営業循環期間において使用される運転資本の一部である場合)にのみ、「買掛金およびその他の未払金」の一部として表示することができる。
- 当該負債の金額、性質または機能により区分表示することが企業の財政状態の理解にとって目的適合性がある場合には、区分表示しなければならない。

FAQ 44.102.2は、認識の中止が要求されるかどうかを評価する際に考慮すべき要因に関するものですが、買掛金の認識を中止しない場合であっても、これらの要因は、負債の性質または機能に基づき区分表示すべきかについて判定するにあたり有用な場合があります。

FAQ 44.102.2「[サプライヤー・ファイナンス契約が買掛金の認識の中止をもたらすかどうかを判定する際に検討すべき要素](#)」(和訳は[こちら](#))

区分表示するかどうかの決定に当たっては、判断が要求される可能性があります。表示を評価するために検討される要因には、以下が含まれます。

- サプライヤー・ファイナンス契約がなければ提供されないであろう追加的な保証が、当該契約の一部として提供されるか
- サプライヤー・ファイナンス契約の一部である負債の条件が、当該契約の一部ではない企業の買掛金の条件と異なっている程度

IFRS第9号を適用して認識を中止する場合

仕入先に対する当初の負債の認識が中止され(セクション3を参照)、銀行に対する新たな負債に置き換わる場合であっても、上記(「IFRS第9号を適用して認識を中止しない場合」)に記載した表示の検討事項は同様に目的適合性があります。しかし、PwCの見解では、新たな相手方(資金供給者を表す)に対する新たな負債の性質は、通常、買掛金と著しく異なっているため、銀行からの資金調達(または、類似の表示科目)または別個の表示科目の中での表示が要求されます。

財政状態計算書における分類変更に関連する開示

IAS第7号に対する2023年の修正の一部として、IASBIは、サプライヤー・ファイナンス契約に関連する金融負債の帳簿価額の非資金変動について、特定の開示要求事項を含めました([セクション7](#)におけるIAS第7号の開示要求事項の3を参照)。

6. 表示ーキャッシュ・フロー計算書

サプライヤー・ファイナンス契約における買手は、キャッシュ・フロー計算書におけるこれらの取引から生じるキャッシュ・フローの表示を注意深く検討する必要があります。これは、財政状態計算書への影響がどのようなものであれ、重要な検討事項です。

2020年のIFRS ICの[アジェンダ決定](#)は、サプライヤー・ファイナンス契約の一部である負債の性質に関する企業の評価が、関連するキャッシュ・フローが営業活動から生じたのか財務活動から生じたのかについての判定に役立つ可能性がある」と指摘しています。例えば、関連する負債が企業の主たる収益獲得活動において使用される運転資本の一部である買掛金またはその他の未払金であるとみなす場合には、企業は、当該負債を決済するためのキャッシュ・アウトフローを営業活動から生じたものとしてキャッシュ・フロー計算書に表示します。対照的に、関連する負債が企業の借入金であるため買掛金またはその他の未払金ではないと考える場合には、企業は、当該負債を決済するためのキャッシュ・アウトフローを財務活動から生じたものとしてキャッシュ・フロー計算書に表示します。

銀行が仕入先に支払を行うときに買手にキャッシュ・フローが生じるか

銀行が仕入先に支払う場合に買手にキャッシュ・フローが生じるかどうかは最初の評価となります。

2020年のIFRS ICの[アジェンダ決定](#)では、サプライヤー・ファイナンス契約の一部として請求書が買い取られる際に買手にキャッシュ・インフローとキャッシュ・アウトフローが発生する場合には、買手はそれらのキャッシュ・フローをキャッシュ・フロー計算書に表示すると指摘しています。

しかし、IAS第7号は、別の当事者が企業の代わりに支払を行う状況において買手にとってキャッシュ・フローが発生したかどうかを企業がどのように判定するかについて、明確なガイダンスを提供していません。

キャッシュ・フローは、一般的には、企業の銀行口座の変動とみられます。しかし、常にそうであるとは限りません。キャッシュ・フローが企業の銀行口座を経由しない場合であっても、企業にはキャッシュ・フローが発生する場合があります（例えば、企業が別の当事者に当該企業の代理として現金を振り替えるように指図する場合）。サプライヤー・ファイナンス契約の場合、キャッシュ・フローが生じているかについての評価を行う際には判断が必要となります。

この原則を非資金取引と対比させることが重要です。非資金取引ではキャッシュ・フローは発生しません（例えば、リース契約においては、企業は当初、貸手から直接資産を取得します）。サプライヤー・ファイナンス契約では、キャッシュ・フロー（すなわち、銀行から仕入先への支払）が生じ、買手はそのキャッシュ・フローの当事者かどうか（すなわち、キャッシュ・フローが買手に発生したかどうか）を判断する必要があります。

銀行が仕入先に支払を行うときに買手にキャッシュ・フローが生じる場合

状況によっては、銀行が仕入先に支払を行った時点で、買手は営業活動によるキャッシュ・アウトフローと財務活動によるキャッシュ・インフローが実質的に発生したと判断する可能性があります。これが適切とされる根拠は、銀行が実質的に買手に代わって支払代理人として行動していると考えられることにあります。

その後、買手が銀行に支払を行うときに、そのキャッシュ・フローは財務活動によるキャッシュ・アウトフローとして表示されます。

銀行が仕入先に支払を行うときに買手にキャッシュ・フローが生じない場合

他の状況において、買手は、銀行と仕入先間のキャッシュ・フローの当事者でないと判断する可能性があります。この場合、買手のキャッシュ・フロー計算書に表示される唯一のキャッシュ・フローは、買手が銀行に支払うときのキャッシュ・アウトフローです。

これは、財務活動によるキャッシュ・アウトフローまたは営業活動によるキャッシュ・アウトフローのいずれかとして表示されます。

キャッシュ・フローの分類を判定するために適用される判断は、重要性がある場合には、IAS第1号の要求事項（次のセクションを参照）に従って明瞭に開示しなければなりません。

PwCの所見

財政状態計算書およびキャッシュ・フロー計算書におけるサプライヤー・ファイナンス契約の分類および表示を検討する際、企業は、各法域における証券規制当局の見解も考慮すべきです。

例えば、米国証券取引委員会（SEC）のスタッフの見解は、買掛金の経済的実質がサプライヤー・ファイナンス契約の結果として変化した場合には、実質的な資金調達が生じたとみなされる、というものです。したがって、買掛金は貸借対照表上の借入金に分類変更されなければなりません。この状況において、SECスタッフの立場としては、報告企業は、影響を受ける買掛金に関連する営業活動によ

るキャッシュ・アウトフローと財務活動によるキャッシュ・インフローを反映(帰属)させるべきであるというものです。

さらに、(上記のSECスタッフの見解とは異なり)買手が営業活動によるキャッシュ・アウトフローと財務活動によるキャッシュ・インフローを反映せず、サプライヤー・ファイナンス契約の一部である負債を金融債務として表示する場合は、この非資金振替を明瞭に開示しなければなりません。なぜなら、非資金振替は、営業活動によるキャッシュ・フローまたはフリー・キャッシュ・フローに対する投資家の分析に重大な影響を及ぼす可能性があり、このような振替の透明性を注記に記載すべきであるためです。

設例

次の例を検討します。

- 1月1日:買手は、仕入先から価格50の商品を受け取り、買掛金を計上します。この日にキャッシュ・フローは発生しません。請求書の支払期日は3月31日です。
- 2月1日:買掛金はサプライヤー・ファイナンス契約(SFA)の一部となり、買手は財政状態計算書において「買掛金」から「短期借入金」に分類変更します。
- 3月31日:SFAの条件に従って、銀行は請求書の支払期日に仕入先に支払を行います。
- 5月31日:SFAの条件に従い、買手は2カ月後に銀行に支払を行います。
- 報告期間は6月30日に終了する6カ月間です。
- 単純化のために、買手は銀行が仕入先に支払う金額(すなわち50)とまったく同じ金額を支払い、貨幣の時間価値または手数料やコストを無視すると仮定します。

財政状態計算書			
残高	1月1日 買掛金が認識される	2月1日 買掛金がSFAの一部となる	5月31日 買手が資金供給者に支払を行う
買掛金	50	-	-
短期借入金	-	50	-

銀行が仕入先に支払を行う時点でキャッシュ・フローが発生していると企業が評価する場合、キャッシュ・フロー計算書への影響は以下のようになります。

キャッシュ・フロー計算書				
キャッシュ・フローの計上日	2月1日 買掛金がSFAの一部となる	3月31日 資金供給者が仕入先に支払を行う	5月31日 買手が資金供給者に支払を行う	6月30日に終了する期間の合計
営業活動によるキャッシュ・フロー	キャッシュ・フローが発生しない-非資金振替	-50	-	-50
財務活動によるキャッシュ・フロー		+50	-50	-
キャッシュ・フロー合計				50

または、銀行が仕入先に支払を行う時点ではキャッシュ・フローが発生しないと企業が評価する場合、キャッシュ・フロー計算書への影響は以下のようになります。

キャッシュ・フロー計算書				
キャッシュ・フローの計上日	2月1日 買掛金がSFAの一部となる	3月31日 資金供給者が仕入先に支払を行う	5月31日 買手が資金供給者に支払を行う	6月30日に終了する期間の合計
営業活動によるキャッシュ・フロー	キャッシュ・フローが発生しない-非資金振替	現金支払が行われるが、買手にとってのキャッシュ・フローではない	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー			-50 (*)	-50
キャッシュ・フロー合計				-50

(*) 設例の目的上、買手はこのキャッシュ・フローを財務活動によるキャッシュ・フローとして表示することを決定していると仮定する(ただし、他のアプローチも許容可能)。

PwCの所見

この例では、買掛金の認識の中止と短期借入金の認識の時期は、キャッシュ・フロー計算書におけるキャッシュ・フローの発生時期と異なります。実際には、企業は、実務上の便法を適用し、買掛金の認識の中止および短期借入金の認識と同日にキャッシュ・フロー計算書におけるキャッシュ・フローを計上する可能性があります。企業は、実務上の便法を適用したとしても、上記の例で示された会計処理との差異に重要性がないと合理的に予想する場合には、このような実務上の便法を適用する可能性があります。

[FAQ 7.20.6– How should the cash flows in respect of a reverse factoring arrangement be classified in the cash flow statement?](#)
(英語のみ)

[FAQ 7.12.1「報告企業の代理で行動する他の企業」](#)(和訳は[こちら](#))

7. 開示

2024年1月1日より前に開始する報告期間について、IFRS会計基準は、サプライヤー・ファイナンス契約について明示的な開示要求事項を提供していません。しかし、IAS第1号の要求事項を含む一般的な開示要求事項を適用し、検討する必要があります。企業は、この期間に要求される開示を決定するために判断を適用する必要があります。2020年のIFRS ICの[アジェンダ決定](#)には、この点についての検討事項が含まれています。

本セクションは、2023年5月にIASBIによって公表された開示要求事項を反映しています。これらの開示は、2024年1月1日から適用され、また、適用初年度には救済措置が提供されています。

一般的な目的

開示要求事項の一般的な目的は、財務諸表利用者が以下について評価できるようなサプライヤー・ファイナンス契約に関する情報を企業が開示することです。

- A. 当該契約が企業の負債およびキャッシュ・フローに与える影響。
- B. 企業の流動性リスクに対するエクスポージャーおよび当該契約を利用できなくなった場合に企業はどのような影響を受けるか。

負債とキャッシュ・フローへの影響に関する開示 (IAS第7号)

企業は、以下を開示することが要求されます。

1. サプライヤー・ファイナンス契約の条件(例えば、延長後の支払条件や提供される担保または保証)。個々の契約の条件が類似していない場合、企業は、個々の契約の相違した条件を開示することが要求されます。

PwCの所見

契約の特徴が類似している場合、定性的情報を集約して表示することができます。特定の契約が他の契約と実質的に異なっているかどうかを評価するためには判断が要求されることがあります。ある契約に通常とは異なる条件や特異な条件が付されている場合、その契約は類似していません。細分化すべき契約の例には、通常とは異なる金利など1つの仕入先だけのための条件を付した特定の契約があります。買手は、類似する条件を付したサプライヤー・ファイナンス契約に加えてこのような契約を締結している可能性があります。

さらに、企業は、集約された定性的情報が、サプライヤー・ファイナンスの提供者(資金供給者)に流動性リスクが集中しているかどうかに関する情報を提供するという目的を満たすかどうか検討しなければなりません。例えば、5つのサプライヤー・ファイナンス契約があり、全てが類似した条件を有するものの、5つの資金供給者のうち1つの業者に著しく集中している状況を考えます。この例では、IFRS第7号B11F項(d)で流動性リスクの要因の一例として資金調達源の集中が示されており、またIFRS第7号IG18A項(a)(iv)でも強調されていることから、流動性リスク管理に関する情報を提供するIFRS第7号第39項(c)の要求事項を満たすために、追加的な開示が必要となります。

後掲の開示例の[セクションA](#)をご参照ください。

2. 報告期間の期首および期末時点における以下の情報
 - a. サプライヤー・ファイナンス契約の一部である金融負債の帳簿価額および当該負債の表示科目
 - b. 2(a)で開示された金融負債のうち、仕入先が資金供給者からすでに支払を受けている金融負債の帳簿価額および関連する表示科目

後掲の開示例の[セクションB](#)をご参照ください。

- c. サプライヤー・ファイナンス契約の一部である金融負債と、サプライヤー・ファイナンス契約の一部ではない比較可能な買掛金の両方の支払期日の範囲。例えば、サプライヤー・ファイナンス契約の一部でない比較可能な買掛金は30日以内に支払期限が到来するが、サプライヤー・ファイナンス契約の一部である買掛金は60日以内に支払期限が到来する。

比較可能な買掛金とは、例えば、サプライヤー・ファイナンス契約の一部である金融負債と同じ事業ラインまたは法域における買掛金です。支払期日の範囲が広い場合、企業は、その範囲に関する説明的な情報を開示するか、または追加的な範囲(例えば、階層化した範

困)を開示することが要求されます。

後掲の開示例の[セクションC](#)をご参照ください。

PwCの所見
<p>企業は、最初は、仕入先がすでに支払を受けている帳簿価額を開示するために必要な情報の入手やその情報の完全性と正確性に適切な統制の設定に困難が生じる可能性があります。企業は、必要な情報に適時にアクセスすることや、その情報に係る適切なプロセスと統制を整備することを可能にするために、できる限り早急に資金供給者に関与すべきです。</p>

3. 2(a)で開示された金融負債(すなわち、サプライヤー・ファイナンス契約の一部である負債)の帳簿価額の非資金変動の種類と影響。非資金変動の例には、企業結合、為替差額、現金または現金同等物の使用を要求しないその他の取引の影響などが含まれます。この開示要求事項は、現金移動を伴わない財政状態計算書の表示科目間の分類変更にも適用されます(上記[セクション5](#)および[セクション6](#)を参照)。

後掲の開示例の[セクションD](#)をご参照ください。

PwCの所見
<p>非資金変動の開示は、開示要求事項の重要な要素です。IASBは、これらの要求事項を開発した際、投資家から、サプライヤー・ファイナンス契約が企業のキャッシュ・フローに与える影響を理解するための情報が必要であるとの明確なメッセージを受領しました。非資金変動に関する具体的な開示がなければ、キャッシュ・フローへの影響は必ずしも明らかではありません。</p>

IAS第7号に基づくサプライヤー・ファイナンス契約の開示例

注記X—サプライヤー・ファイナンス契約			
A	企業は、以下の条件で契約を締結しました。 <ul style="list-style-type: none"> ● 種類A ... ● 種類B ... 		
	負債の帳簿価額	20X5年の報告日	20X4年の報告日
	買掛金およびその他の未払金の中に表示されている金額	CU1,500	CU1,000
	<ul style="list-style-type: none"> ● そのうち、仕入先が支払を受けている金額 	CU1,050	CU800
B	金融債務の中に表示されている金額	CU1,000	CU750
	<ul style="list-style-type: none"> ● そのうち、仕入先が支払を受けている金額 	CU900	CU650
支払期日の範囲			
C	当該契約の一部である負債	請求書の日付から85-90日後	請求書の日付から80-90日後
	当該契約の一部ではない比較可能な買掛金	請求書の日付から60-70日後	請求書の日付から60-65日後
D	非資金変動		
	いずれの期間においても、重要性のある企業結合および外国為替差額はない。20X2年および20X1年に、CU1,200およびCU900の買掛金から金融債務への非資金振替があった。		

サプライヤー・ファイナンス契約に適用される可能性のあるその他のIAS第7号の開示要求事項

現金または現金同等物の使用を必要としない投資および財務取引は、企業のキャッシュ・フロー計算書から除外されます[[IAS第7号第43項](#)]。財務取引において、企業にキャッシュ・インフローまたはキャッシュ・アウトフローが生じない場合、企業は、財務活動に関する全ての関連性のある情報が提供されるような方法で、財務諸表の他の箇所においてその取引を開示します[[IAS第7号第43項](#)]。

さらに、[IAS第7号第44A項から第44E項](#)は、キャッシュ・フローから生じる変動と非資金変動の両方を含む、財務活動から生じた負債の変動を評価するための開示を要求しています。

適用初年度の救済措置

開示要求事項は、2024年1月1日以後に開始する事業年度より適用され(早期適用は認められる)、適用初年度には以下の救済措置が設けられています。

- a. 比較情報の開示: 比較情報は、企業が本修正を適用する初年度には要求されない。すなわち、決算日が2024年12月31日の企業は、2023年度の比較情報を表示する必要はない。
- b. 特定の期首残高の開示: IAS第7号における定量的開示の一部(上記の開示要求事項の2を参照)は、通常、各報告期間の期首および期末時点の情報が要求される。しかし、上記2(b)および2(c)の開示に関して複雑性が存在する可能性があることを考慮し、適用初年度において、企業は、それらの開示について期末時点のみ要求されるという経過措置が認められている。
- c. 期中財務諸表: 適用初年度においては年次財務諸表のみ開示が要求され、期中財務諸表では要求されない。

流動性リスクへのエクスポージャーに関する開示(IFRS第7号)

IFRS第7号は、企業が晒されている金融商品から生じるリスクの性質および範囲を財務諸表利用者が評価できるような情報を提供することを企業に要求しています。IFRS第7号は、流動性リスクを「現金または他の金融資産を引き渡すことにより決済される金融負債に関連する債務を履行するにあたり、企業が困難に直面するリスク」と定義しています。

IASBは、企業が流動性リスクに関連して要求される開示を提供する際に検討する可能性のある要因の例として、サプライヤー・ファイナンス契約のもとでの信用枠へのアクセスを明確に含めるよう、IFRS第7号を修正しました。企業の負債の重大な部分が、いくつかの資金供給者のうちの1つの資金供給者とのサプライヤー・ファイナンス契約の一部である場合には、これらの開示は特に重要です。この場合、投資家は、当該契約がもはや利用できなくなった場合(例えば、資金供給者が、財政的に圧迫されている時期に1つまたは複数の契約を取り消す権利を有している場合)、企業にどのような影響が及ぶかを理解することが重要です。

PwCの所見

流動性リスクの開示は、以下を考慮すべきです。

- サプライヤー・ファイナンス契約が利用できなくなる可能性、および契約の終了に関する記述(関連する場合)
- サプライヤー・ファイナンスの提供者(資金供給者)の財政状況
- サプライヤー・ファイナンス契約の継続的な利用可能性に対する買手の依存度の程度

流動性リスクの開示に関する詳しいガイダンスおよび解説は、[PwC IFRSマニュアル第47章の47.107項から47.120項](#)に掲載されています。

IAS第1号の追加開示

企業は、IAS第7号およびIFRS第7号で要求される開示を超えて、サプライヤー・ファイナンス契約が財政状態、財務業績およびキャッシュ・フローに与える影響について、注記に追加的な開示を行うべきかどうかを決定する際に判断を適用します。この種の契約が財務諸表に重要性のある影響を与える場合には、財務諸表の理解への目的適合性がある範囲で情報を提供しなければなりません[[IAS第1項112項](#)]。

また、IAS第1号は、財務諸表で認識される金額に最も重大な影響を与える判断を開示することを企業に要求しています。サプライヤー・ファイナンス契約は、企業の財務諸表に重要性のある影響を与える可能性があります。重要性の判断には、定量的な検討と定性的な検討の両方が含まれます[[IAS第1号第122項](#)]。

8. 設例

サプライヤー・ファイナンス契約は、さまざまな方法で組成されています。このセクションでは、実務でみられるいくつかの一般的なサプライヤー・ファイナンス契約にIFRS基準をどのように適用するかを例示します。

[EX 44.102.5「サプライヤー・ファイナンス契約の表示」](#)(和訳は[こちら](#))

© 2023 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.